



島根県報

令和6年4月23日（火）

第509号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	2
土地改良区の役員の就任の届出	（農村整備課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
保安林の指定の解除	（ 〃 ）	3
指定漁船調書の縦覧	（水産課）	3

【公 告】

基本測量の終了	（技術管理課）	4
公共測量の終了（2件）	（ 〃 ）	4

【教委公告】

古代出雲歴史博物館常設展示室改修業務に係る企画提案競技の実施	（文化財課）	5
--------------------------------	--------	---

【選管告示】

衆議院島根県第一区選出議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所		8
---------------------------------	--	---

【正 誤】

令和6年3月26日付け島根県報第501号中	（財政課）	9
-----------------------	-------	---

告 示

島根県告示第301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和6年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社 ねんりん	通所介護	生活介護・共生型通所介護・共生型放課後等デイサービス えんがわ	隠岐郡隠岐の島町加茂 414	令和6年4月15日

島根県告示第302号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和6年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社Community Care	訪問看護	コミケア在宅看護センター出雲	出雲市大津町2069番地 1	令和6年5月1日
	介護予防訪問看護			

島根県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

益田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

領家 貞夫 益田市安富町1307番地1

2 就任年月日

令和6年3月26日

島根県告示第304号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
仁多郡奥出雲町上阿井1659-1、1659-2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上阿井1659-1・1659-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第305号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所
出雲市佐田町反邊2485-7、2487-5
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第306号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和6年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
松江市美保関町片江857 寺本 太

〃 福浦592 岩本 亨

〃 森山787-2 山根和吉

(2) 加入区

美保関町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和6年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

2 作業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町、鹿足郡吉賀町、隠岐郡西ノ島町及び隠岐郡隠岐の島町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月25日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年11月27日から令和6年3月25日まで

3 作業地域

大田市川合町川合地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年

3月25日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年10月18日から令和6年3月25日まで
- 3 作業地域
大田市三瓶町地内

教 育 委 員 会 公 告

古代出雲歴史博物館常設展示室改修業務に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和6年4月23日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称
古代出雲歴史博物館常設展示室改修業務に係る企画提案競技
 - (2) 仕様
別に定める業務仕様書による。
 - (3) 期間
契約日から令和8年5月29日まで
 - (4) 提案価格の上限額
175,603千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 2 提案競技参加資格に関する事項
提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に關与させている者でないこと。
 - (3) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - (4) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - (5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
 - (6) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - (7) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があつた後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でない

こと。

- (9) 平成26年度から令和5年度の間、公開承認施設の展示室の改修工事を元請として設計あるいは施工した実績があること、もしくは令和元年度から令和5年度の間、後に公開承認施設として承認された施設の展示工事を元請として設計あるいは施工した実績があること。
- (10) 令和元年度から令和5年度の間、博物館及び博物館相当施設での展示映像を制作した実績があること。
- (11) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を、神話シアターの天井改修業務に配置できる者であること。またその者は参加者の組織に属していること。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和6年4月23日（火）から同年5月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

島根県出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

(3) 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

- (1) 提案競技参加申請書 1部
- (2) 法人にあっては登記事項証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し） 1部
- (3) 個人にあっては運転免許証等の身分証明書の写し 1部
- (4) 個人にあっては誓約書 1部
- (5) 刑法（明治40年法律第45条）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）に抵触する行為を一切行っていない旨及び暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者が経営若しくは運営に関与していない旨の誓約書 1部
- (6) 島根県税を滞納していない旨の証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）（島根県内の本社・営業所等の有無にかかわらず提出すること。） 1部
- (7) 事業所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納していない旨の証明書（島根県内に本社・営業所等の無い場合） 1部
- (8) 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し） 1部
- (9) 印鑑証明書（原本） 1部
- (10) 委任状（権限を委任する場合） 1部
- (11) 企画提案書 9部
- (12) 企業・団体概要 1部

ただし、島根県の競争入札にかかる令和6年入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出書類の提出期限に有効な入札参加資格審査結果通知書（県総務事務センターが通知したもの）の写しの提出により(2)から(6)まで、(8)及び(9)の書類の提出を省略できる。

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

令和6年6月19日（水）午後5時まで

(3) 提出先

〒699-0701 島根県出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館
電話 0853-53-8600 ファックス 0853-53-5350

6 提案競技に係る質問書

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては、着信を電話により確認すること。）。

(2) 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時まで

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和6年5月31日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

7 選定方法

(1) 古代出雲歴史博物館常設展示室改修業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格を書類審査した後、プレゼンテーションの対象者を決定する。

(3) プレゼンテーションは令和6年7月上旬を予定しているが、詳細な日時・場所等については、該当者に個別に通知する。

(4) 評価は提出書類及びプレゼンテーションの内容について、別に定める審査要綱によって各評価項目の得点を合算する方法により合計点を算出して行う。評価において考慮する点は以下の通りである。

ア 提案内容の実現性・機能性・デザイン性・安全性

改修内容の実現性、来館者を惹き付ける、若しくは利用しやすいデザイン・機能であること、展示資料・展示環境に対する安全性の確保等

イ 実施工程の妥当性

無理のない工程であること、展示環境が配慮された工程を組まれていること等

ウ 事業者の専門性及び人員・組織体制

当該業務について熟練した技術を有すること、業務の実施に必要な人員及び組織体制が整っていること等

エ 類似業務実績

公開承認施設及び後に公開承認施設として承認された施設の展示設計・施工実績等

オ 提案価格

全体コストの抑制、提案内容に対する価格の妥当性

(5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者全員に別途通知する。

(6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

(1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(2) 提出した書類に不備があり、県が示した日時までに補正を行わないとき。

(3) 参加する資格のない者が提案したとき。

(4) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(5) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(6) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

- (7) あらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (8) その他提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

事業予定者と契約締結の交渉の上、地方自治体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。なお、事業予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

事業予定者から業務実施計画書及び見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約条項

事業予定者と協議の上定める。

10 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする。
- (7) 企画提案書提出後に辞退する場合は、書面でその旨を申し出ること。

11 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

12 Summary

- (1) Name of services or goods to be procured Renovation of permanent exhibition room of Shimane Museum of Ancient Izumo
- (2) Delivery Term : 29 May 2026
- (3) Delivery Location : Shimane Museum of Ancient Izumo
- (4) Deadline for submission of Proposal documents : 17 : 00 19 June 2024 (Applications via mail must be received at the above office by 17 : 00 on the same day)
- (5) For the further details contact : Shimane Museum of Ancient Izumo 99-4 Kitsuki-higashi Izumo City, Shimane Pref, 690-0701 Japan
TEL : 0853-53-8600

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第31号

令和6年4月28日行う衆議院島根県第一区選出議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年4月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

日時 令和6年5月1日 午前10時

場所 松江市殿町1番地 島根県庁

正 誤

令和6年3月26日付け島根県報第501号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から1	島根県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削除総合対策交付金	島根県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金